

預託等取引に関する法律施行規則（令和四年内閣府令第一号）

改正後	改正前
<p>（預託等取引契約の締結時等の書面の交付）</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 法第三条第二項の規定により交付する書面に記載する同項第五号に掲げる事項については、次に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>一 法第三条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過するまでの間は、預託者は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により預託等取引契約の解除を行うことができること（電磁的記録により預託等取引契約の解除を行う場合の方法を含む。次号及び第十四条第一項第二号において同じ。）。</p> <p>〔二〇十一 略〕</p> <p>〔3 略〕</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第四条 法第三条第三項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方</p>	<p>（預託等取引契約の締結時等の書面の交付）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 法第三条第二項の規定により交付する書面に記載する同項第五号に掲げる事項については、次に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>一 法第三条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過するまでの間は、預託者は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により預託等取引契約の解除を行うことができること（電磁的記録により預託等取引契約の解除を行う場合の方法を含む。次号及び第八条第一項第二号において同じ。）。</p> <p>〔二〇十一 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>「条を加える。」</p>

法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 預託等取引業者の使用に係る電子計算機と顧客又は預託者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 預託等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客又は預託者の閲覧に供し、当該顧客又は預託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客又は預託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を預託等取引業者の使用に係る電子計

算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客又は預託者に対し通知するものであること。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、預託等取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客又は預託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第五条 預託等取引に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に掲げる方法のうち預託等取引業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(承諾の取得に当たつての説明及び確認等)

第六条 預託等取引業者は、前条各号に掲げる事項を示すときは、顧客又は預託者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 顧客又は預託者が第一項の説明及び第三項の確認を受け、かつ、法第三条第三項の規定による承諾をしなければ、同条第一項又は第二項の書面が交付されること。
- 二 法第三条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項又は第二項の書面に記載すべき重要なもので

「条を加える。」

「条を加える。」

あること。

三 法第三条第二項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（第四条第一項第一号に規定する方法に限る。）により提供する場合においては、預託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該預託者に到達したものとみなされ、かつ、当該到達したものとみなされる時が法第七条第一項の規定による預託等取引契約の解除ができる期間の起算日となること。

四 法第三条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条から第八条までにおいて同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号及び第四項において同じ。）することができる顧客又は預託者に限り、法第三条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けることができること。

2 預託等取引業者は、前項の説明をするときは、顧客又は預託者が理解できるように平易な表現を用いなければならない。

3 預託等取引業者は、第一項の説明をした上で、顧客又は預託者に関し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 顧客又は預託者が電子メール（特定電子メールの送信の適正

化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）の送受信その他の法第三条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該顧客又は預託者が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。第三号において同じ。）（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。

二 顧客又は預託者が法第三条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保していること。

三 顧客又は預託者が法第三条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を当該顧客又は預託者があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求める意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールアドレス

4 預託等取引業者は、前項の確認をするときは、顧客又は預託者が日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該預託等取引業者のウェブサイトを利用する方法により行わなければならない。

5 預託等取引業者は、顧客又は預託者が令第三条第一項の書面等

に当該顧客又は預託者の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第三条第三項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、預託等取引業者は、記号の記入その他の当該顧客又は預託者の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 預託等取引業者は、顧客又は預託者が第三項第三号の送付を求めるときは、当該顧客又は預託者があらかじめ指定する者に対し、法第三条第三項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 預託等取引業者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第三条第三項の規定による承諾を得たときは、顧客又は預託者に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によって得た場合においては、当該書面の写しを含む。）を交付しなければならない。ただし、法第三条第一項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合においては、当該承諾を得たことを証する書面を電磁的方法により提供することができる。

（情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第七条 令第三条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

「条を加える。」

イ 顧客又は預託者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて預託等取引業者の使用に係る電子計算機に令第三条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 預託等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第五条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて顧客又は預託者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、預託等取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

（令第三条第三項の規定による確認）

第八条 令第三条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で預託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該預託者が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

「条を加える。」

(法第三条第四項の内閣府令で定める方法)

第九条 法第三条第四項の内閣府令で定める方法は、第四条第一項第二号に掲げる方法とする。

(顧客又は預託者の保護に欠ける行為)

第十条 法第五条第二号の内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 預託等取引について広告(これに類似するものとして第十六条で規定する行為を含む。)をするに際し、虚偽の表示をし、又は預託等取引契約の内容及びその履行に関する事項若しくは預託等取引業者の業務及び財産の状況に関する事項について顧客若しくは預託者を誤認させるような表示をする行為

〔二 略〕

三 預託等取引契約(預託等取引業者若しくは密接関係者が販売しようとし、又は既に販売した物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約に限る。次号及び第五号において同じ。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、若しくは次に掲げる方法により、預託等取引契約の締結の勧誘をする行為

〔イ 略〕

ロ 電子メールを送信する方法

〔条を加える。〕

(顧客又は預託者の保護に欠ける行為)

第四条 法第五条第二号の内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 預託等取引について広告(これに類似するものとして第十条で規定する行為を含む。)をするに際し、虚偽の表示をし、又は預託等取引契約の内容及びその履行に関する事項若しくは預託等取引業者の業務及び財産の状況に関する事項について顧客若しくは預託者を誤認させるような表示をする行為

〔二 同上〕

三 預託等取引契約(預託等取引業者若しくは密接関係者が販売しようとし、又は既に販売した物品又は特定権利を対象とするものに限る。次号及び第五号において同じ。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、若しくは次に掲げる方法により、預託等取引契約の締結の勧誘をする行為

〔イ 同上〕

ロ 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第十条において同じ。)を送信する方法

ハ ロに掲げるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。第十六条において同じ。）を送信する方法

〔四・五 略〕

六 預託等取引契約の締結若しくは更新について勧誘をするに際し、又は預託等取引契約の解除を妨げるため、顧客が預託等取引契約の締結又は更新を必要とする事情に関する事項（令第四条各号に掲げる事項を除き、当該預託等取引契約の対象とする物品又は特定権利に係る売買契約の締結を必要とする事情に関する事項を含む。）につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

七 法第三条第三項の規定による電磁的方法による提供に関する次に掲げる行為

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は預託者に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ 顧客又は預託者の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為

ハ 威迫して困惑させる行為（法第四条第二項に規定する行為を除く。）

ニ 財産上の利益を供与する行為

ハ ロに規定するもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。第十条において同じ。）を送信する方法

〔四・五 同上〕

六 預託等取引契約の締結若しくは更新について勧誘をするに際し、又は預託等取引契約の解除を妨げるため、顧客が預託等取引契約の締結又は更新を必要とする事情に関する事項（預託等取引に関する法律施行令（第二十条及び第二十一条第一項において「令」という。）第三条各号に掲げる事項を除き、当該預託等取引契約の対象とする物品又は特定権利に係る売買契約の締結を必要とする事情に関する事項を含む。）につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

〔号を加える。〕

ホ 法第三条第一項又は第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他の財産上の不利益を与える行為（二に掲げる行為を除く。）

ヘ 第六条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は預託者に不当な影響を与える行為

ト 第六条第三項の確認をせず、又は同項の確認ができない顧客又は預託者に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により顧客又は預託者の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は預託者の意に反して承諾をさせ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

八・九 「略」

（業務及び財産に関する書類）

第十一条 「略」

〔2 略〕

3 預託等取引業者が、第一項の規定に基づき、同項の書類に係る電磁的記録の作成を行う場合は、当該預託等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録に係る記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

七・八 「同上」

（業務及び財産に関する書類）

第五条 「同上」

〔2 同上〕

3 預託等取引業者が、第一項の規定に基づき、同項の書類に係る電磁的記録の作成を行う場合は、当該預託等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第七条第一項第三

〔4・5 略〕

第十二条 〔略〕

（閲覧又は謄写の請求）

第十三条 預託者は、預託等取引業者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

〔一〕二 略〕

三 前号の電磁的記録に記録された事項を次に掲げる方法のいずれかにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

〔イ 略〕

ロ 電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項第三号に掲げる方法は、預託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

（預託等取引契約の解除の妨害後の書面の交付）

第十四条 法第七条第一項の規定により交付する書面（次項及び第三項において単に「書面」という。）には、次に掲げる事項を記

号ロにおいて「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

〔4・5 同上〕

第六条 〔同上〕

（閲覧又は謄写の請求）

第七条 預託者は、預託等取引業者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

〔一〕二 同上〕

三 前号の電磁的記録に記録された事項を次に掲げる方法のいずれかにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

〔イ 同上〕

ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項第三号に規定する方法は、預託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

（預託等取引契約の解除の妨害後の書面の交付）

第八条 法第七条第一項の規定により交付する書面（次項及び第三項において単に「書面」という。）には、次に掲げる事項を記載

載しなければならない。

一 法第三条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

〔二〇六 略〕

〔2〇4 略〕

第十五条・第十六条 〔略〕

(申請書の記載事項)

第十七条 法第十条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

〔一〇七 略〕

八 法第三条第三項の規定による承諾を得ようとする場合においては、当該承諾の時期及び方法並びに同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容

(申請書の添付書類)

第十八条 法第十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に

掲げる書類とする。

〔一〇十 略〕

十一 前各号に掲げる書類のほか、法第九条第一項の確認をすることがどうかを判断するために消費者庁長官が必要と認める書類

第十九条 〔略〕

しなければならない。

一 法第三条第二項第一号から第三号までに規定する事項

〔二〇六 同上〕

〔2〇4 同上〕

第九条・第十条 〔同上〕

(申請書の記載事項)

第十一条 法第十条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

〔一〇七 同上〕

〔号を加える。〕

(申請書の添付書類)

第十二条 法第十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に

掲げる書類とする。

〔一〇十 同上〕

十一 前各号に掲げる書類のほか、内閣総理大臣が法第九条第一項の確認をすることがどうかの判断に関し必要と認める書類

第十三条 〔同上〕

(審査の対象)

第二十條 法第十一條第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略〕

四 法第三條第三項の規定による承諾を得ようとする場合においては、当該承諾の適正の確保に関する事項

(軽微な変更)

第二十一條 法第十二條第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

〔一 略〕

二 前号に掲げるもののほか、勧誘等の適正な実施に支障がないと消費者庁長官が認める変更

2 法第十二條第五項の規定により軽微な変更をした旨の届出をしようとする預託等取引業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を消費者庁長官に提出しなければならない。

第二十二條 〔略〕

(申請書の添付書類)

第二十三條 法第十五條第一項において準用する法第十條第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(審査の対象)

第十四條 法第十一條第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 同上〕

〔号を加える。〕

(軽微な変更)

第十五條 法第十二條第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

〔一 同上〕

二 前号に掲げるもののほか、勧誘等の適正な実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

2 法第十二條第五項の規定により軽微な変更をした旨の届出をしようとする預託等取引業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第十六條 〔同上〕

(申請書の添付書類)

第十七條 法第十五條第一項において準用する法第十條第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇三 略」

四 前三号に掲げる書類のほか、法第十四条第二項の確認をするかどうかを判断するために消費者庁長官が必要と認める書類

第二十四条・第二十五条 「略」

(業務を統括する者に準ずる者)

第二十六条 令第五条第一号又は第二号の内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。

(令第六条の内閣府令で定めるもの)

第二十七条 令第六条の当該他の法人として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇三 略」

「2・3 略」

(法第二十二條の内閣府令で定める書類)

第二十八条 法第二十二條の内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

「一〇三 同上」

四 前三号に掲げる書類のほか、内閣総理大臣が法第十四条第二項の確認をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

第十八条・第十九条 「同上」

(業務を統括する者に準ずる者)

第二十条 令第四条第一号又は第二号の内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。

(令第五条の内閣府令で定めるもの)

第二十一条 令第五条の当該他の法人として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇三 同上」

「2・3 同上」

(法第二十二條の内閣府令で定める書類)

第二十二条 法第二十二條の内閣府令で定める書類は、不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類とする。

<p>一〓 法第九条第一項の確認、第十二条第一項の変更の確認又は第十四条第二項の確認 当該確認の内容を記載した書類</p> <p>二〓 法第十三条若しくは第十六条第一項の規定による取消し又は法第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二項又は第二十一条第一項から第三項までの規定による命令 当該不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類</p> <p>三〓 法第十八条第一項の規定による報告の徴収又は物件の提出の命令 当該徴収又は命令の内容を記載した書類</p> <p>別記様式（第二十四条関係） [略]</p>	<p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>別記様式（第十八条関係） [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	